

農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

申請についての相談	農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。 (問合せ先は、下記に記載しています。)
申請書の記入	申請内容に応じて申請書(農業委員会事務局にあります。)をご記入いただきます。 なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。
必要書類の入手	別添の必要書類一覧表をご参照ください。 なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
申請書提出前の再確認	記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。 申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。
申請書の提出/受付	ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。 「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れをご確認ください。

農業委員会等の流れ (申請書の受付から許可書の交付までの平均の事務処理日数は、30日です。)

申請書の提出/受付	申請書の提出締切日は、毎月10日(10日が土曜日の場合は12日、10日が日曜日又は祝日の場合は11日が締め切りになります。)
申請内容の審査	申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。 また、現地調査を行います。
農業委員会総会	農業委員会総会は、毎月5日(5日が土日祝日の場合は翌週の月曜日です。)に開催します。毎月10日までに受け付けた申請を審議します。 (農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。)

許可書の交付

ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく下さい。
(総会開催後 , 3 日程度で交付します。)

問い合わせ / 三次市農業委員会事務局

住所 : 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

TEL : 0 8 2 4 - 6 2 - 6 1 9 3

三次市君田支所地域づくり係	TEL	5 3 - 2 1 1 2
同 布野支所地域づくり係	TEL	5 4 - 2 1 1 2
同 作木支所地域づくり係	TEL	5 5 - 2 1 1 2
同 吉舎支所地域づくり係	TEL	4 3 - 3 1 1 2
同 三良坂支所地域づくり係	TEL	4 4 - 4 5 1 1
同 三和支所地域づくり係	TEL	5 2 - 3 1 1 4
同 甲奴支所地域づくり係	TEL	0 8 4 7 - 6 7 - 2 1 2 2